

<<豊富町の新規就農支援体制>>

就 農 前

豊富町酪農研修受入事業

- 実施主体:豊富町農業担い手育成センター
- 対 象 者:心身ともに健康な概ね20歳以上53歳未満の者
- 研 修 先:豊富町担い手育成センターが選定する豊富町内の先進農家(北海道指導農業士認定者等)
- 研修手当:月額20万円
(農業次世代人材投資資金(準備型)を受給する場合は月額15万円)
- 研修期間:最長2年間



新規就農者育成総合対策(就農準備資金)

- 実施主体:北海道農業公社
- 受給対象:就農予定時の年齢が原則49歳以下の者
- 給 付 額:年間150万円(月ごとに12.5万円ずつ給付する)
- 給付期間:最長2年間
- 条 件 等:研修終了後、1年以内に就農しなければ給付金を返還しなければならない。
* 当給付金は、あらかじめ就農先選定及び就農時期を確定させたうえで受給することが望ましい。

就 農 後

豊富町新規就農者特別措置制度

- 実施主体:豊富町
 - 対 象 者
 - 個人経営:心身ともに健康で概ね20歳以上55歳未満の者
 - 共同経営:心身ともに健康で概ね20歳以上55歳未満の2名以上が農業経営に参加する者
 - 経営規模
 - 酪農経営:① 飼養頭数が30頭(成牛換算)以上の営農計画を有する者
② 概ね30ヘクタール以上の農用地を確保できる者
 - 肉牛経営:① 飼養頭数が30頭(成牛換算)以上の営農計画を有する者
② 概ね30ヘクタール以上の農用地を確保できる者
 - 優遇措置
 - ① 農場リース事業等の貸付期間に係る賃借料の2分の1以内の額を補助する(最長5年間)
 - ② 固定資産税が賦課された年度から営農資産に係る固定資産税相当額を3年間にわたり交付する
 - ③ 借入した農用地・農業用施設の購入及び経営開始に属する年度から2年以内に家畜を導入するため、借入した農業関係制度資金の5分の1以内の額を補助する。
個人経営:10,000千円限度 共同経営:18,000千円限度
(自己資金対応者への優遇措置)
- ・上記の事業以外で農用地等を購入し経営を開始しようとする場合は、購入に必要な最低限の費用の5分の1以内、個人経営で10,000千円、共同経営で18,000千円を限度とするとともに、経営開始後の固定資産税が賦課された年度から3年間に係る固定資産税の額を限度として補助金を交付する。

新規就農者育成総合対策(経営開始資金)

- 実施主体:豊富町
- 受給対象:就農時の年齢が原則49歳以下の認定新規就農者
- 給 付 額:年間150万円(* 家族協定を締結している場合は給付額1.5倍)
- 給付期間:最長3年間
- 条 件 等:原則、前年の所得が600万円を超えた場合は給付停止となる。

JA北宗谷新規就農者等支援制度

- 実施主体:JA北宗谷
- 受給対象:JA北宗谷組合員として新規就農した概ね20歳以上55歳未満の者
- 給 付 額:年間100万円 ○ 給付期間:3年間

青年等就農資金制度

- 貸付主体:日本政策金融公庫
- 受給対象:豊富町から青年等就農計画の認定を受けた原則18歳以上50歳未満の者
- 貸付金利:無利子 ○ 借入限度額:3,700万円 ○ 償還期限:17年以内
- 担 保 等:実質無担保・無保証人

